

## 成年後見制度とは・・・

人は誰でも「尊厳のある暮らし」をする権利があります。しかし現実には認知症や知的障害などの要因で十分な判断ができず、厳しい生活状況を強いられている人たちが多くいます。高齢社会にあっては、認知症高齢者はさらに増大していきます。

このように十分な判断ができない人たちの権利や財産を守り生活を支援するため、介護保険制度とともに2000年に成年後見制度が誕生しました。この人たちと成年後見契約を結んだ「後見人」と呼ばれる人たちが、財産管理や生活を支援する身上監護などの業務にあたります。

「後見」とは平たく言うと「困っている人、弱っている人の後ろ盾となり支える」ということです。



この成年後見制度を必要とする認知症高齢者や障害を持った人たちは全国で500万人とも600万人とも言われています。しかし実際に後見人がついている人はごくわずかに過ぎません。

専門職後見人と呼ばれる弁護士、司法書士、社会福祉士等の数も極めて少数です。このため、後見人として必要な基本的な知識を学んでボランティアとして地域に密着し、後見活動を行うというのが「市民後見人」です。

2012年の老人福祉法の改訂に伴い、市区町村に市民後見人の育成と活用を図る努力義務が課せられました。ようやく国で市民後見人育成の機運が高まってきました。

今後、全国各地で市民後見人の活動が期待されます。

# 成年後見制度の利用手続



**【注1】 財産管理の内容です。**  
 財産管理とは本人の資産や負債、収入及び支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行いつつ、資産を維持していくことです。

①不動産などの財産の管理、保存、処分など  
 ②銀行やゆうちょ、旅行など金融機関との取引  
 ③収入(年金、給与、預貯金、生命保険など)、支出(公共料金、住宅ローン、税金、保険料など)の管理  
 ④遺産相続、各種行政上の手続き  
 ⑤権利証や遺囑など証書類の保管

**【注2】 身上監護の内容です。**  
 身上監護とは、介護契約や施設入所契約など本人の身上の世話や療養看護に関することです。

**●含まれるもの**

①マンションなど本人の住居の確保に関する契約締結、費用の支払  
 ②受診、治療、入院に対する契約締結、費用の支払や、医師から治療法などの説明を受ける際の同意  
 ③老人ホームなどの施設の入退所、介護サービスなどに関する本人との話し合い、情報収集、契約締結、費用の支払、施設や介護サービスにおける処遇の監視と異議申立て  
 ④介護保険などの社会保障給付の利用手続き  
 ⑤教育やリハビリテーションに関する契約締結、費用の支払

**●含まれないもの**

①毎日の買い物、食事の支度や部屋の片付け、身体介護  
 ②マンションの賃貸契約の保証人  
 ③入院や施設入所の際の身元保証人、身元引受人  
 ④病気の治癒や手術・機器提供についての同意  
 ⑤本人の本質的意志が必要な権利(遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚等)

**【注4】 重要な法律行為(民法13条1項)は以下の通りです。**

①元本の領収・利用 ②借財・保証 ③不動産等の重要な財産の権利の得喪 ④訴訟行為 ⑤贈与・遺贈の契約、仲裁の合意 ⑥相続の承認・放棄・遺産分割 ⑦贈与・遺贈の拒絶等 ⑧新築・改築・増築・大修繕 ⑨特定期間を超える賃貸借

**【注3】 このような場合に本人の同意が必要です。**

	開始手続	代理権	同意・取消権
●後見	不要	不要	不要
●保佐	不要	必要	不要
●補助	必要	必要	必要

本人の同意が必要なのは?

※出典＝社会福祉法人品川区社会福祉協議会発行「あんしん生活」